

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成 27 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 351 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。今回の改正は、医薬品医療機器法の規定に基づき承認を得た新医薬品（10 成分 16 品目）が薬価基準の別表に第 18 部追補(14)として収載されたものです。また、関連する留意事項等につきましても下記のように示されております。

なお、今回薬価基準に収載された新医薬品「ストレンジック皮下注 12mg/0.3mL 等」（アスホターゼ アルファ製剤）については、同日付け厚生労働省告示第 352 号をもって揭示事項等告示が改正されたこと等により、「C101」在宅自己注射指導管理料の対象とされております。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

##### (1) ハーボニー配合錠

- ① 本剤の効能・効果は「セログループ 1（ジェノタイプ 1）の C 型慢性肝炎又は C 型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」であることから、慢性肝炎を発症していない C 型肝炎ウイルス感染者及び非代償性肝硬変患者には使用しないこと。
- ② 本剤の包装単位は 28 錠入りの瓶であることから、処方又は処方せんの交付の際には投薬量に十分留意すること。

##### (2) ランタス XR 注ソロスター

- ① 本製剤は、インスリン製剤であり、本剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅

自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(3) トルリシティ皮下注 0.75mg アテオス

- ① 本製剤は、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニストであり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は、針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。
- ③ 本製剤の自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて、医科点数表区分番号「C150」血糖自己測定器加算を算定できるものであること。

(4) ストレンジック皮下注 12mg/0.3mL、同 18mg/0.45mL、同 28mg/0.7mL、同 40mg/1mL 及び同 80mg/0.8mL

本製剤は、アスホターゼアルファ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(5) ヤーボイ点滴静注液 50mg

本製剤の用法及び用量は「3週間間隔で4回点滴静注する」とされていることから、4回を超えて投与しないこと。

2 保険医が投与することができる注射薬の追加について

保険医が投与することができる注射薬については、掲示事項等告示第10第1号に定められているが、平成27年8月31日付け厚生労働省告示第351号をもって新医薬品「ストレンジック皮下注 12mg/0.3mL 等」（アスホターゼ アルファ製剤）が薬価基準に収載されたことに関連して、同日付け厚生労働省告示第352号及び第353号により掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付け保医発 0831 第1号厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正され、当該製剤が「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。

なお、既に保険医が投与することができる注射薬とされているインスリン製剤及びグルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニストについて、新医薬品「ランタス XR 注ソロスター」及び「トルリシティ皮下注 0.75mg アテオス」がそれぞれ同日付けで薬価基準に収載されている。

3 新医薬品の処方日数制限の例外について

「掲示事項等告示」の第10第2号（一）ハの規定に基づき、新医薬品については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外が設けられているところである。

今般、平成 27 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 352 号をもって掲示事項等告示が改正され、次の新医薬品については、当該処方日数制限の例外とされ、処方日数制限を設けないこととされた。

- ・ハーボニー配合錠（ただし、1 回の投薬量が 28 日分以内である場合に限る。）

4 薬剤の費用が診療報酬上の点数に含まれている医薬品の追加について

薬剤の費用が診療報酬上の点数に含まれている医薬品については、「掲示事項等告示」の別表 3 に掲載されているが、今回、以下の新医薬品（外用薬 3 品目）が別表 3 に収載された。

- ・オラネジン液 1.5%消毒用アプリケーション 10mL
- ・オラネジン液 1.5%消毒用アプリケーション 25mL
- ・オラネジン消毒液 1.5%

（上記 3 品目は外皮用殺菌消毒剤であり、薬剤の費用は手術の所定点数に含まれる。）

5 ザイヤフレックス注射用の技術料について

今回薬価基準に収載された新医薬品「ザイヤフレックス注射用」の技術料については、平成27年9月3日付け厚生労働省保険局医療課 事務連絡 「疑義解釈資料の送付について（その15）」に以下のとおり示されている。（平成27年9月4日付け（保90）にて連絡済み。）

（問 2）「ザイヤフレックス注射用」について、拘縮索への注射に加え伸展処置を行うことがあるが、注射と伸展処置とを併せた技術料についてはどのように算定できるのか。

（答）当該薬剤の 1 回の投与（同一日に複数ヵ所に注射を行った場合を含む）及び伸展処置に係る一連の手技として、G000皮内、皮下及び筋肉内注射（1 回につき）ではなく、K075非観血的関節授動術の「3」肩鎖、指（手、足）を算定できる。

（添付資料）

1. 官報（平 27. 8. 31 号外第 196 号 抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について  
（平 27. 8. 31 保医発 0831 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）

※上記通知中に以下の文書を含む

- ・（参考：新旧対照表）「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 5 日付け保医発第 0305 第 3 号）
- ・（参考 1）薬価基準告示
- ・（参考 2）掲示事項等告示

（参考資料）

1. 新医薬品一覧表（平成 27 年 8 月 26 日 中医協総会資料（総-2-1）抜粋）
2. アスホターゼ アルファ製剤の保険適用上の取扱いについて（在宅自己注射関連）

○厚生労働省告示第三百五十一号  
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。  
 平成二十七年八月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
 別表に次のように加える。

品名	第18部 追加補	規格単位	薬価
品名	内 名	規格単位	薬価
(14)			
円			
<b>(お)</b>			
オフェカチセル100mg		100mg 1 カチセル	4,382.90
オフェカチセル150mg		150mg 1 カチセル	6,574.40
<b>(は)</b>			
ハーボニー配合錠		1 錠	80,171.30
<b>(ふ)</b>			
フマリターダックチセル10mg		10mg 1 カチセル	36,583.90
フマリターダックチセル15mg		15mg 1 カチセル	54,875.80
フラケニル錠200mg		200mg 1 錠	418.90
注 射 薬			
<b>(あ)</b>			
アコラン静注用600		600国際単位 1 瓶(溶解液付)	32,999
<b>(さ)</b>			
ザイヤソレックス注射液		0.58mg 1 瓶 (溶解液付)	193,861
<b>(す)</b>			
ストレンジック皮下注12mg/0.3mL		12mg0.3mL 1 瓶	131,859
ストレンジック皮下注18mg/0.45mL		18mg0.45mL 1 瓶	197,788
ストレンジック皮下注28mg/0.7mL		28mg0.7mL 1 瓶	307,671
ストレンジック皮下注40mg/1 mL		40mg 1 mL 1 瓶	439,530
ストレンジック皮下注80mg/0.8mL		80mg0.8mL 1 瓶	879,061
<b>(七)</b>			
トリリシテイ皮下注0.75mgアテオス		0.75mg0.5mL 1 キット	3,586
<b>(や)</b>			
ヤーボイ点滴静注液50mg		50mg1.0mL 1 瓶	485,342
<b>(五)</b>			
ランタスXR注シロスター		450単位 1 キット	3,102

○厚生労働省告示第三百五十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文並びに第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十第一号中「及びエタラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）を「エタラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）及びアスホターゼアルファ製剤」に改め、同第二号（ハ）中「及びエクリラ四〇〇mg、シエヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）」を「エクリラ四〇〇mg、シエヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）及びハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」に改める。

別表第3に次のように加える。

第5部 追 補 (2)

品 名 用 途 規 格 単 位

- オラネジン液1.5%消毒用アクリケータ10mL 1.5%10mL 1管
- オラネジン液1.5%消毒用アクリケータ25mL 1.5%25mL 1管
- オラネジン消毒液1.5% 1.5%10mL

(注)

○厚生労働省告示第三百五十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第九中「pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤」を「pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤」に改める。

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が、平成27年厚生労働省告示第351号をもって改正されるとともに、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）が、平成27年厚生労働省告示第352号及び第353号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準の改正に伴い、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成26年3月5日付け保医発0305第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬6品目及び注射薬10品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,338	4,095	2,599	26	17,058

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 薬剤の費用が診療報酬上の点数に含まれている医薬品（外用薬3品目）について、掲示事項等告示の別表第3に収載したものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第3に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	5	4	38	47

- (3) アスホターゼ アルファ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- (4) 新医薬品（医薬品医療機器法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(1)ハに規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。
  - ・ハーボニー配合錠（ただし、1回の投薬量が28日分以内である場合に限る。）

## 3 特掲診療料の施設基準等の一部改正について

アスホターゼ アルファ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

## 4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) ハーボニー配合錠
  - ① 本剤の効能・効果は「セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」であることから、慢性肝炎を発症していないC型肝炎ウイルス感染者及び非代償性肝硬変患者には使用しないこと。
  - ② 本剤の包装単位は28錠入りの瓶であることから、処方又は処方せんの交付の際には投薬量に十分留意すること。
- (2) ランタスXR注ソロスター
  - ① 本製剤は、インスリン製剤であり、本剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
  - ② 本製剤は、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。
- (3) トルリシティ皮下注0.75mgアテオス
  - ① 本製剤は、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストであり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
  - ② 本製剤は、針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」



在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

- ③ 本製剤の自己注射を行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて、医科点数表区分番号「C150」血糖自己測定器加算を算定できるものであること。

- (4) ストレンジック皮下注12mg/0.3mL、同18mg/0.45mL、同28mg/0.7mL、同40mg/1mL及び同80mg/0.8mL

本製剤は、アスホターゼ アルファ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

- (5) ヤーボイ点滴静注液50mg

本製剤の用法及び用量は「3週間間隔で4回点滴静注する」とされていることから、4回を超えて投与しないこと。

## 5 関連通知の一部改正について

留意事項通知の一部を次のように改める。

別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びエダラボン製剤」を「、エダラボン製剤及びアスホターゼ アルファ製剤」に改める。

別添3区分01(5)イ中「及びエダラボン製剤」を「、エダラボン製剤及びアスホターゼ アルファ製剤」に改める。

別添3別表1中「及びpH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤」を「、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤及びアスホターゼ アルファ製剤」に改める。

別添3別表2中「pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤」の次に「アスホターゼ アルファ製剤」を加える。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発第0305第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める注射薬】</b></p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製</p>	<p>別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める注射薬】</b></p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製</p>

剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤及びアスホターゼ アルファ製剤

### 別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生

剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤

### 別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生

理食塩水、プロスタグランジン I<sub>2</sub> 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub> 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤及びアスホターゼ アルファ製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ（略）

(7)～(14)（略）

理食塩水、プロスタグランジン I<sub>2</sub> 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub> 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ（略）

(7)～(14)（略）

別表 1

- インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅴ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤及びアスホターゼ アルファ製剤の自己注射のために用いるディスプレイザブル注射器（針を含む。）
- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年3月厚生労働省告示第61号）の別表のⅠに規定

別表 1

- インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅴ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤及びpH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤の自己注射のために用いるディスプレイザブル注射器（針を含む。）
- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年3月厚生労働省告示第61号）の別表のⅠに規定

されている特定保険医療材料

別表 2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-シス

されている特定保険医療材料

別表 2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

性腺刺激ホルモン製剤

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-シス

テイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

テイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬 オフェブカプセル100mg	ニンテダニブエタンスルホン酸塩	100mg 1 カプセル	4,382.90
2	内用薬 オフェブカプセル150mg	ニンテダニブエタンスルホン酸塩	150mg 1 カプセル	6,574.40
3	内用薬 ハーボニー配合錠	レジパスビル アセトン付加物/ソホスブビル	1 錠	80,171.30
4	内用薬 ファリーダックカプセル10mg	パノビノスタット乳酸塩	10mg 1 カプセル	36,583.90
5	内用薬 ファリーダックカプセル15mg	パノビノスタット乳酸塩	15mg 1 カプセル	54,875.80
6	内用薬 プラケニル錠200mg	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	200mg 1 錠	418.90
7	注射薬 アコアラン静注用600	アンチトロンビン ガンマ (遺伝子組換え)	600国際単位 1 瓶 (溶解液付)	32,999
8	注射薬 ザイヤフレックス注射用	コラゲナーゼ (クロストリジウム ヒストリチウム)	0.58mg 1 瓶 (溶解液付)	193,861
9	注射薬 ストレンジック皮下注12mg/0.3mL	アスホターゼ アルファ (遺伝子組換え)	12mg0.3mL 1 瓶	131,859
10	注射薬 ストレンジック皮下注18mg/0.45mL	アスホターゼ アルファ (遺伝子組換え)	18mg0.45mL 1 瓶	197,788
11	注射薬 ストレンジック皮下注28mg/0.7mL	アスホターゼ アルファ (遺伝子組換え)	28mg0.7mL 1 瓶	307,671
12	注射薬 ストレンジック皮下注40mg/1mL	アスホターゼ アルファ (遺伝子組換え)	40mg1mL 1 瓶	439,530
13	注射薬 ストレンジック皮下注80mg/0.8mL	アスホターゼ アルファ (遺伝子組換え)	80mg0.8mL 1 瓶	879,061
14	注射薬 トルリシティ皮下注0.75mgアテオス	デュラグルチド (遺伝子組換え)	0.75mg0.5mL 1 キット	3,586
15	注射薬 ヤーボイ点滴静注液50mg	イピリムマブ (遺伝子組換え)	50mg10mL 1 瓶	485,342
16	注射薬 局 ランタスXR注ソロスター	インスリン グラルギン (遺伝子組換え)	450単位 1 キット	3,102



## 掲示事項等告示

## 別表第 3

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 外用薬	オラネジン液1.5%消毒用アプリータ10mL	オラネキシジングルコン酸塩	1.5%10mL 1 管
2 外用薬	オラネジン液1.5%消毒用アプリータ25mL	オラネキシジングルコン酸塩	1.5%25mL 1 管
3 外用薬	オラネジン消毒液1.5%	オラネキシジングルコン酸塩	1.5%10mL

## 新医薬品一覧表(平成27年8月31日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
1	プラケニル錠200mg	200mg1錠	サノフィ	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	新有効成分含有医薬品	418.90円	原価計算方式		内399 他に分類されない代謝性医薬品(皮膚エリテマトーデス、全身性エリテマトーデス用薬)	2
2	オフェブカプセル100mg オフェブカプセル150mg	100mg1カプセル 150mg1カプセル	日本ベーリンガー インゲルハイム	ニンテダニブエタンスルホン酸塩	新有効成分含有医薬品	4,382.90円 6,574.40円	類似薬効比較方式(I)	有用性加算(II) (A=5%) 外国平均価格調整 (引き上げ)	内399 他に分類されない代謝性医薬品(特発性肺線維症用薬)	4
3	ファリーダックカプセル10mg ファリーダックカプセル15mg	10mg1カプセル 15mg1カプセル	ノバルティスファーマ	パノビノスタット乳酸塩	新有効成分含有医薬品	36,583.90円 54,875.80円	類似薬効比較方式(I)		内429 その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の多発性骨髄腫用薬)	8
4	ハーボニー配合錠	1錠	ギリアド・サイエン シズ	レジパスビル アセトン付加物/ ソホスブビル	新有効成分含有医薬品・新 医療用配合剤	80,171.30円	類似薬効比較方式(I)		内625 抗ウイルス剤(セログループ1(ジェノタイプ1)のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善用薬)	10
5	ランタスXR注ソロスター	450単位1キット	サノフィ	インスリン グラルギン(遺伝子 組換え)	新剤型医薬品	3,102円	類似薬効比較方式(II)		注249 その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)(インスリン療法が適応となる糖尿病用薬)	12
6	トルリシティ皮下注0.75mgア テオス	0.75mg0.5mL1キット	日本イーライリ リー	デュラグルチド(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	3,586円	類似薬効比較方式(II)		注249 その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)(2型糖尿病用薬)	14
7	ザイヤフレックス注射用	0.58mg1瓶(溶解液付)	旭化成ファーマ	コラゲナーゼ(クロストリジウム ヒストリチウム)	新有効成分含有医薬品	193,861円	原価計算方式	営業利益率(+20%) 外国平均価格調整 (引き下げ)	注290 その他の個々の器官系用医薬品(デュピュイトラン拘縮用薬)	16
8	ストレンジック皮下注 12mg/0.3mL ストレンジック皮下注 18mg/0.45mL ストレンジック皮下注 28mg/0.7mL ストレンジック皮下注 40mg/1mL ストレンジック皮下注 80mg/0.8mL	12mg0.3mL1瓶 18mg0.45mL1瓶 28mg0.7mL1瓶 40mg1mL1瓶 80mg0.8mL1瓶	アレクシオン ファーマ	アスホターゼ アルファ(遺伝子 組換え)	新有効成分含有医薬品	131,859円 197,788円 307,671円 439,530円 879,061円	原価計算方式		注395 酵素製剤(低ホスファターゼ症用薬)	20
9	ヤーボイ点滴静注液50mg	50mg10mL1瓶	Bristol・マイ ヤーズ	イピリムマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	485,342円	類似薬効比較方式(I)	外国平均価格調整 (引き上げ)	注429 その他の腫瘍用薬(根治切除不能な悪性黒色腫用薬)	24
10	アコアラン静注用600	600国際単位1瓶(溶解液付)	協和発酵キリン	アンチトロンピン ガンマ(遺伝 子組換え)	新有効成分含有医薬品	32,999円	原価計算方式		注634 血液製剤類(先天性アンチトロンピン欠乏に基づく血栓形成傾向、アンチトロンピン低下を伴う播種性血管内凝固症候群(DIC)用薬)	26

	品目数	成分数
内用薬	6	4
注射薬	10	6
計	16	10

## アスホターゼ アルファ製剤の保険適用上の取扱いについて（在宅自己注射 関連）

保険医が投与することができる注射薬については、揭示事項等告示第10第1号に定められているが、平成27年8月31日付け厚生労働省告示第351号をもって新医薬品「ストレンジック皮下注12mg/0.3mL等」（アスホターゼ アルファ製剤）が薬価基準に収載されたことに関連して、同日付け厚生労働省告示第352号及び第353号により揭示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等が一部改正されるとともに、同日付け保医発0831第1号厚生労働省保険局医療課長通知により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正され、当該製剤が「C101」在宅自己注射指導管理料の対象薬剤とされた。

なお、既に保険医が投与することができる注射薬とされているインスリン製剤及びグルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストについて、新医薬品「ランタスXR注ソロスター」及び「トルリシティ皮下注0.75mgアテオス」がそれぞれ同日付けで薬価基準に収載されている。

- (1) 平成27年8月31日付け厚生労働省告示第352号による揭示事項等告示（平成18年厚生労働省告示第107号）の改正

### 第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

- 一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラポン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）

及びアスホターゼ アルファ製剤

※改正箇所下線部

(2) 平成 27 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 353 号による特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）の改正

別表第九

別表第九 在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤

遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤

乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC 製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

※改正箇所下線部

(3) 平成 27 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号による「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 3 号) の改正

## 第 2 章 特掲診療料

### 第 2 部 在宅医療

#### 第 3 節 薬剤料

##### C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

##### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジン C 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I<sub>2</sub> 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、バタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub> 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤及びアスホターゼ アルファ製剤

(2) 以下略

※改正箇所下線部

(日本医師会医療保険課)